

特集 鳥取市地域福祉推進計画を策定しました

問 駅南庁舎地域福祉課
 0857-3451
 問 鳥取市社会福祉協議会地域福祉課
 0857-3404
 0857-3180
 0857-3215

鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）とは
 これまでの地域福祉の取り組みにおける現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、鳥取市民の誰もが、みんなで支え合い、自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりを市民のみならず、事業者のみなさん、社会福祉協議会、行政が連携し、協働しながら推進する取り組みを示すものです。

今なぜ、地域福祉推進計画なのか？

少子高齢化、小世帯化や一人暮らしの高齢者の増加など暮らしを取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合いの力が徐々に弱まっています。

さらに、複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービスを受けられない世帯の課題など、新たな福祉課題が生じています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を發揮しながら自分らしく暮らし、助け合い、サービスの受け手と支え手という関係を超えて、共に助け合い、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくりだしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

この度、鳥取市と鳥取市社会福祉協議会は、連携と協働を図りながら地域共生社会を創り上げていくために、「地域福祉」の取り組み

を推進する計画である、鳥取市の「地域福祉計画」と鳥取市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の2つの計画を「地域福祉推進計画」として一体的に策定しました。

重点的な取り組み

この計画の推進にあたり、特に必要性が高く、計画期間中に重点を置いて取り組むものを重点取組として位置付けました。

【重点取組①】

地域における福祉活動の推進・支援
 近年、生活課題が複雑化・多様化する中で、地域の生活課題を早期発見し、早期対応することが重要です。そのために地域福祉推進の基盤となるネットワークの機能の確立が求められています。

【重点取組②】

地域福祉学習の推進と担い手づくり
 地域福祉を推進するためには、

【重点取組③】

包括的支援体制の構築
 社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、刑務所出所者などに関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。

今後はこうした生活課題を積極的に把握し、包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、分野や組織を超えた包括的な支援体制づくりを進めます。



計画の体系	
基本理念	みんなで支え合い いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり
基本原則	○基本的人権の尊重 ○参画と協働の促進 ○地域共生社会の実現

- 【基本目標】
- I 住民参加と地域福祉活動の促進
 - II 相談支援と権利擁護体制の強化
 - III 地域で安心して暮らせる基盤づくり
- 【基本計画（基本施策）】※抜粋
- 地域における福祉活動の推進・支援 **重点取組①**
 - 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
 - 地区を単位とする相談機能の確立
 - 地区を単位とする福祉活動の充実
 - 町内会・集落における福祉活動の促進
 - 様々な主体による福祉活動の促進
 - 福祉学習の推進と担い手づくり **重点取組②**
 - 福祉学習のプラットフォームづくり
 - 子どもを対象とする福祉学習の推進
 - 地域を対象とする福祉学習の推進
 - 福祉活動促進のための基盤強化
 - 包括的支援体制の構築 **重点取組③**
 - 総合相談体制の充実
 - 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり
 - 権利擁護機能の強化
 - 情報提供体制の充実
 - 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進
 - 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開
 - 福祉人材の確保・育成
 - 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保
 - 福祉と連携したまちづくりの促進
 - 企業の社会貢献活動の促進